

千葉県水道料金減免支援事業特別交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価上昇に対し、賃金が伸び悩んでいる現状に鑑み、県民の負担軽減を図るため、県内の水道事業体等が水道料金の減免を行うための経費に対し、予算の範囲内で千葉県水道料金減免支援事業特別交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象団体は、次の各号に定めるもの（以下「対象団体」という。）とする。

- (1) 千葉県内で水道事業又は簡易水道事業を行う水道事業体（県営水道を除く。）
- (2) 千葉県内で専用水道を布設し、地下水等の自己水源を水源として地域内の住宅等に水を供給して水道料金を徴収している者等に対して、次条第1項第1号に相当する額を交付する市町

(交付金の対象経費)

第3条 交付金の対象経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 水道料金の減免額（量水器等使用料金を含む。）
 - (2) 前号の減免措置に当たり、システム改修、広報等必要な事務に要する経費
 - (3) その他知事が必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、対象団体の条例等の定めにより、既に減免を受けている者がいる場合には、当該対象者に係る減免分の経費を交付対象経費から除く。

(交付金の限度額)

第4条 対象団体ごとの交付限度額は、別表により算定される額とする。

- 2 知事は、交付限度額を算定したときは、対象団体に通知するものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により交付金の交付申請をしようとするときは、必要な書類を添付して交付金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付することを適当と認めたときは、交付金の交付を決定するとともに、速やかにその旨を交付決定通知書により通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた対象団体（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業内容を変更しようとするとき。（交付金の額に増減を生じない場合を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に事業進捗状況報告書（別記第3号様式）の提出を求めるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をするときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又はその年度の2月末日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第10条 交付金の確定額は、交付金の対象経費に係る実支出額と交付金の交付決定額のいずれか低い額とし、確定後速やかに通知するものとする。

(交付金の請求)

第11条 規則第15条の規定により、交付金の交付の請求をするときは、請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第12条 規則第16条第2項の規定により、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付金の交付に必要な書類等に事実と異なる記載をし、不当に交付金の交付を受けたとき。

(2) その他この交付金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(報告及び調査)

第14条 知事は、交付金に関し必要があると認めるときは、事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(交付金の経理等)

第15条 事業者は、交付金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を他の経理と明確に区分して整備しなければならない。

2 前項の書類は事業終了の年度以降5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行し、令和7年度分の予算に係る交付金から適用する。

別表 (第4条)

	交付限度額
第2条第1号の対象団体	以下の算式により算定した額とする。 A + B A 減免額 $a \times 1.1 \times 0.2$ a 県が調査した水道事業体ごとの令和8年度における小口径(13mm、20mm、25mm)の4か月分の給水収益見込額(ただし、水道事業から大口径(25mm超)で受水する専用水道のうち、住宅等に供給している分を含む。) B 事務費 システム改修費及び広報費に要する費用として県が定める額
第2条第2号の対象団体	以下の算式により算定した額とする。 C + D C 減免額 $c \times d$ c 専用水道が設置されている市町に給水する水道事業体の1人当たりの減免単価 $c = e \div f$ e 当該市町に給水する水道事業体のA(水道事業体が複数ある場合にはその合算値とする。) f 当該市町の令和6年度給水人口(水道事業体が複数ある場合にはその合算値とする。) d 当該市町の令和6年度の専用水道給水人口 D 事務費 $C \times 0.1$